

[予備試験論文過去問 答案例]

『論文合格講座』で使用する教材です。論文合格講座では、予備試験の論文全過去問と旧司法試験過去問を中心に扱い、問題文の読み方、論点の抽出の仕方などの実践的な解法スキルを身に付けていただきます。

- 1**
【条文の文言】
条文の文言は緑色でマーク。
 - 2**
【コア知識】
コアノート掲載のコア知識該当部分は、黄色でマーク。
 - 3**
【問題文掲載の事実】
問題文に掲載されている事実は、**実線**で表示。
 - 4**
【事実に対する評価】
問題文に掲載されている事実を評価した部分を、**点線**で表示。

2024 論文合格講座

答案例

第2 設問 2

1 まず、Fの胸部を押した行為は「暴行」(238条)に当たらないとの主張が考えられる。

事後強盗罪の「暴行」とは、通常の強盗と同様に解し、財物の強取に向けられた相手方の反抗を抑圧する程度の強度の暴行のことという。そして、その判断は、暴行・脅迫自体の客観的性質により、一般人を標準に判断する。

甲の暴行は両手でFの胸部を一回押したにどまり、され自身は一般人からみて相手に生命危険への危険性を感じさせるものではない。また、甲とFは共に35歳、女性であるが、Fは万引き犯の制圧にも対応する警備員であり、甲よりも体力に劣ると考えられる事実はない。そうすると、甲の暴行は、Fの反抗を抑圧する程度の「暴行」とはいえない。

2 次に、甲の暴行は窃盗の機会に行われたものではないとの主張が考えられる。

事後強盗罪の暴行・脅迫は、窃盗の機会になされることが必要である。原則として、窃盗の機会といえるためには、時間的・場所的に窃盗行為に接続した範囲内で行われたことを要すが、多少の場所的・時間的隔離があっても犯人が現場から引き連れて追跡を受けているなど、窃盗の現場の継続的延長があるとみなされる状況の下で暴行・脅迫行為がなされたときも、窃盗の機会であると評価できる。

本件では、甲は、その場から走って逃げ出し、E店を出てから約3分後、E店から約4.0メートル離れた公園にたどり着き、同所でE店から追ってくる人がいないかどうかをうかがっていたところ、約1分間隙も追ってこなかった。よって、Fの浪費行為は窃盗の機会に接続するものではない。

3さらにも、液晶テレビの窃盗は未遂にとどまるから、事後強盗罪も未遂にとどまるとの主張が考えられる。

窃盗行為の既遂・未遂によって、本罪の既遂・未遂も決定される。なぜなら、通常の強盗罪の既遂・未遂の判断基準が財産取得の有無に置かれる以上、これに準ずる事後強盗罪の場合も強盗の場合と同様でなければならぬからである。

本件では、甲は、万引きがれないように液晶テレビをトートバックに入れているが、いまだ店内にとどまっている状態であり、その一部はみ出した状態で、一見して商品を持っていることが分からばかりでなく、即ちの販売終了時に目撃されている。

したがって、Fによる占有回復が考えられる以上、いまだ液晶テレビが甲の事業的支配下に移転したとはいえない。よって、液晶テレビの窃盗は未遂にとどまり、事後強盗罪も未遂にとどまる。

2 ● コア各論7.5
● コア各論7.6

3 ● コア各論8.6

4 ● コア各論8.7

5 ● コア各論8.7

参考文献

L E C 東京リーガルマインド

- 2 -

無断複製・複数枚を禁じます

問題を解決するために欠くことのできない知識は、コアノートから導くことができます。

Link

- 【通し番号】**

コアテスト、答案例に掲載の番号とリンクしております。教材間のリンク学習を効率的に行える工夫を施しています

【重要度】

コア知識の中でも、優先的に覚えるべき事項を★で表しています。

【試験対策】

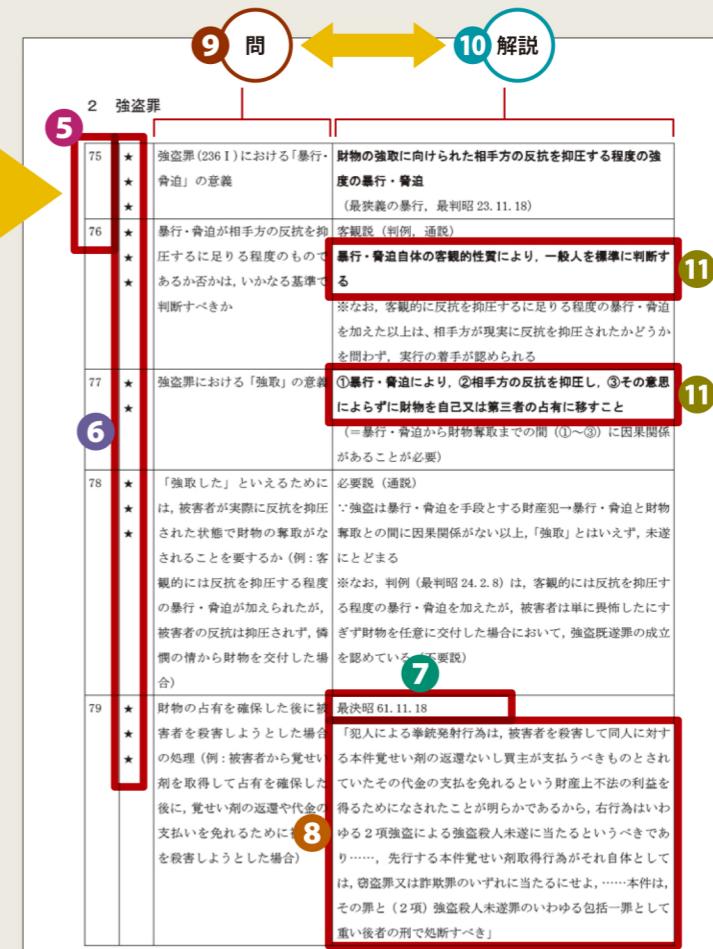
試験対策上、重要な箇所だけをピックアップ。

【判例情報】

受験生がおさえるべき重要判例の情報を掲載。セブンサミットの索引から該当判例の詳細を確認できます。

[コアノート]

セブンサミットテキストから「コア」知識を抽出して集約したエッセンス集です。
平成23(2011)年以降の予備試験論文過去問の合格答案に必要な知識は
[コアノート]に!



9 10
復習時は、左側の『問』から右側の
『解説』が自力で導くことができ
るかどうかを繰り返すことで、着
実にコア知識を修得していきま
す。コアテストでは、3つの形式で
コア知識の理解をチェックしてい
きます。

11 まず最優先でおさえるべき特に重要なワードは太字で示しています。論文答案で書けるようになるべき事項を一目で把握できるようにしています。